

1、復興支援室の主な取り組み

- 2013/05/10 福島・宮城・岩手県の各宗務所（現地対策本部）に復興対策費として各 300 万円支出。
- 2013/05/16 曹洞禅ネットで「復興支援活動紹介」を開始し、以降、各種情報発信。（詳細は別記 6 番を参照）
- 2013/05/22 福島県福島市に復興支援室分室を設置。
- 2013/06/10 福島・宮城・岩手県宗務所管内の被災寺院現況把握調査を開始。
- 2013/08/08 宮城県第 156 番常因寺にプレハブを寄贈。
- 2013/10/11 東北 3 県以外の被災寺院に対する現況把握調査を実施。
- 2014/01/22 指定寄附金制度周知のため、117 か寺に資料を送付。
- 2014/03/01 全国の宗門寺院に対し、東日本大震災追悼と復興への祈りについてのお願いを『曹洞宗報』等掲載。
- 2014/03/06 宮城県第 80 番東禅寺にプレハブを寄贈。
- 2014/03/11 物故者慰霊及び被災地早期復興祈願法要修行。（福島・宮城・岩手）

2、曹洞宗東日本大震災災害対策本部復興支援室分室（分室）の設置

宗門として被災地を継続支援していくため、宗門全般にわたるボランティア活動の窓口として、5 月 22 日福島県に設置。



【所在地】

福島県福島市置賜町 1-29
佐平ビル 8F 805 号室

【TEL】024-563-4305 【FAX】024-563-4306

【主な活動】

①仮設住宅等における行茶活動（傾聴ボランティア）

本年 3 月末までに 107 回実施しており、ボランティア参加者は青年会会員など 38 団体、延べ 670 人が参加した。その時の様子は facebook 等で発信している。

②こども自然ふれあい広場

夏休みの期間中、福島の子どもたちが放射能の影響を気にせず外で思い切り遊ぶ場として実施。平成 25 年度は秋田県、長野県、愛媛県の 3 会場で開催した。平成 26 年度は長野県、高知県、青森県、熊本県の 4 会場で実施を予定している。

③チャイルドラインふくしま

18 歳までの子どもが対象の子ども専用電話で、子どもたちが抱える悩みや心配事などを聞く電話窓口。お説教ぬき、押し付けぬき、子どもたちの声にただただ耳を傾け、電話を通じて気持ちに寄り添う活動。「ヒミツはまもる、どんなこともいっしょに考える、名まえは言わなくてもいい、切りたいときには、切っていい」を 4 つの約束事としている。

3、ボランティア保険への加入

- ・東日本大震災に関するボランティア活動を行う宗門関係者の側面支援のため、宗務庁で傷害総合保険に加入。
- ・平成 25 年度の加入者は、1,928 名。（延べ人数）

4、プレハブ給付について

- ・宮城県第 154 番常因寺と第 80 番東禪寺の 2 か寺に当該宗務所と協議のうえ給付した。
- ・これまで給付したプレハブの総数は、上記の 2 か寺を含め、35 か寺である。

5、被災寺院現況把握のための調査実施について

- ・被災寺院の現況把握を目的とした調査を実施。
- ・福島、宮城、岩手県については当該宗務所の協力を仰ぎ、他県の被災寺院については、当該寺院に直接調査票を送付した。
- ・調査期間は平成 25 年 6 月～12 月。
- ・調査開始時において、宗門に被災の届け出があった 454 か寺のうち、復旧完了が確認された 45 か寺を除く、409 か寺を対象として行い、405 か寺から回答を得ている。（平成 26 年 3 月 31 日現在）
- ・個々の被災寺院の現状については、掲載の許可をいただいた寺院に限り、その概要を曹洞禅ネットに掲載する予定。

【被災寺院の現状（概括）】

- ・調査対象寺院のうち、復旧完了が報告された寺院は 113 か寺である。

- ・全体の3割程度しか復旧できていないのが現状であり、多くの寺院が様々な困難を抱えている。中には、行政の計画が決まらないため、何もできないでいる寺院がある。
- ・3年以内に復旧できると考えている寺院は73か寺で、5年以内と考えている寺院は39か寺であった。しかし、調査開始時は、2020年の東京オリンピック開催や消費税増税が決定されていなかった。人件費や建築資財等の高騰により、展望通りに進むか不明である。
- ・復旧の目途すら立っていない寺院は、100か寺以上ある。
- ・法事等の供養の数が減少。布施額も減少し、法人収入が激減したという寺院が多い。
- ・未だに檀信徒の生活が改善されておらず、寄付はお願いできないと考える住職が多い。
- ・経済的な問題により、復旧できない寺院が多い。宗教法人には公的援助もないため苦慮している。
- ・やむを得ず、寺院の合併や解散を検討している寺院もある。
- ・精神的肉体的疲労を訴える住職が非常に多かった。住職は檀信徒の相談を受ける立場にあるが自己の悩みを吐露する場所がなく、抱えざるを得ない人が多いことがうかがえる。寺院の復旧が進んでいても、借財の償還が心労につながっている住職もいる。
- ・檀信徒との絆が強くなったという寺院もあれば、転居先が不明で疎遠になってしまったという寺院もある。仕事や住居の問題等、それぞれの事情は様々であろうが、時間の経過とともに問題は複雑化しているようだ。
- ・震災後の余震の影響か、柱の折損や基礎部分の傾きなど、当初、外観からは確認できなかった被害が、今に至って出現している。
- ・東京電力福島第一原子力発電所の状況が不安定なため、どうして良いか分からないなど、今後の展望が描けない寺院もある。
- ・建設会社が国や自治体の要請を優先しているため後回しにされており、お願いしても見積りさえ出してもらえない現状がある。
- ・放射能汚染の影響を受けている寺院も多い。直接的被害もあれば、農漁業を営む檀信徒が風評被害に苦しんでいるなど、間接的影響もある。食物への不安や被爆による健康への不安を訴える者もいる。放射能に関しては分からないことが多いため、常に頭の片隅にあって、ストレスにつながっている。これまで仲良くやっていた地域住民や檀信徒間で分断があることも報告されている。

6、情報発信について（曹洞禅ネット・facebook）

【復興支援活動紹介】

地域の復興や人々の支援のために尽力されている宗門関係者を紹介。

2013/05/16（1）被災地に届けたいお地藏さんプロジェクト 山形県長源寺住職

2013（平成 25）年度における東日本大震災に対する宗門の対応

2013/07/10	(2) 音楽の力で地域を盛り上げたい	岩手県吉祥寺住職
2013/08/07	(3) カフェ・デ・モンク	宮城県通大寺住職
2013/08/08	(4) 男鹿なまはげ教室 with 福島キッズ	秋田県曹洞宗青年会
2013/08/29	(5) こども自然ふれあい広場 in 長野	長野県曹洞宗青年会
2013/10/02	(6) 笑顔いっぱいコンサート～千人で歌おう～	(2) の開催報告
2013/10/22	(7) 福島復興プロジェクトチーム「花に願いを」	福島県常円寺住職
2013/11/20	(8) 身元不明者の遺骨を預かる遺族の思い	岩手県普門寺住職
2013/12/24	(9) おてら災害ボランティアセンター「テラセン」	宮城県普門寺住職
2014/02/05	(10) 全国曹洞宗青年会の行茶活動に参加して	福島県法輪寺、洞雲寺寺族
2014/02/05	(11) 寺院と地域の絆で深める『寺院備災ガイドブック』の紹介	
2014/03/31	(12) 避難所からのスタート～保育園開園までの道のり～	宮城県洞源院住職

【書籍の紹介】

東日本大震災に関して、宗門関係者や有縁の方が執筆した書籍を紹介。

2013/08/05	絵本「ふくしまの子ども」
2013/09/11	絵本「はしるってなに」
2013/10/09	詩集「あったかい手」

【その他（主なもの）】

行茶（傾聴）活動に参加するボランティアや支援物資の募集等。

2013/09/25	行茶（傾聴）活動へのボランティア募集
2013/10/02	支援物資の募集（ご協力のお願ひ）
2013/10/30	行茶活動（傾聴ボランティアレポート）のご報告
2014/01/15	岩手県宗務所のボランティアセンター活動日記の紹介
2014/01/20	宮城県 385 番津龍院ホームページ紹介
2014/02/17	東日本大震災で被災した寺院に係る指定寄附金制度について
2014/02/18	東日本大震災追悼と復興への祈りについでのお願ひ
2014/02/18	3.10 震災慰霊速夜法要で使用するローソクと奉納する写経募集
2014/03/14	3.11 東日本大震災物故者慰霊と被災地早期復興への祈り開催報告

7、曹洞宗義援金について

- ・宮城県総合運動公園グランディ 21 で行われた梅花大会で義援金をお願ひしたところ、636 万円が寄せられ、福島、宮城、岩手県の宗務所に配分した。（各 212 万円）

- ・平成 25 年度、東日本大震災のために寄せられた義援金は、3,025 万 2,636 円。
- ・これまでの義援金支出総額は、6 億 9,995 万円。
- ・その内訳は、寺院向け 5 億 6,375 万円、一般向け 1 億 3,620 万円。（一般向けの義援金は震災発生から 1 年間のみ支出）

8、災害見舞金給付について

- ・被災の程度に応じて給付。
- ・平成 25 年度は 7 か寺に対し 575 万円を給付した。
- ・これまでの給付総額は、455 か寺に対して 3 億 8,446 万円。

9、災害復興対策貸付金について

- ・貸付金額は 3,000 万円以内。（特例として 5,000 万円の場合あり）
- ・貸付期間は最長 10 年間で、貸付後 3 年間は無利息措置期間となっている。
- ・申請期限は被災後 3 年以内。（東日本大震災による被災の場合は 5 年以内）
- ・東日本大震災における貸付は 11 か寺であり、そのうち貸付中の寺院は、福島県 1 か寺、宮城県 8 か寺の合計 9 か寺である。
- ・上記の貸付中 9 か寺のうち、平成 25 年度における貸付実行は 4 か寺である。
- ・これまでの貸付総額は、3 億 3,900 万円。

10、指定寄附金制度について

- ・この制度は、東日本大震災で被災した宗教法人の境内建物等の復旧のために宗教法人が募集する寄附金で、一定の要件を満たしたうえで、所轄庁の確認を受けたものについて、寄附者が税制上の優遇措置を受けることができる制度である。個人の場合は所得税の控除、法人の場合には、寄付金額の全額を損金に算入でき、寄附者にとっても非常に有効な制度なのだが、調査の結果、この制度を知らない被災寺院が多かった。
- ・昨年 12 月に、平成 29 年 3 月 31 日まで制度の期限延長が決定された。
- ・その告知も含めた資料を 117 か寺に送付したところ、何件かの問い合わせがあった。
- ・平成 26 年 3 月号の曹洞宗報に制度の概要を掲載。
- ・募金の主体は、東日本大震災により被災した建物等を所有する宗教法人またはそれを包括する宗教法人である。現在まで、包括宗教法人曹洞宗として指定寄附金制度を活用した募金を行ったことはない。
- ・これまでに制度を活用した宗門寺院は 1 か寺である。

2013（平成 25）年度における東日本大震災に対する宗門の対応

- ・現在これを活用して募金を行っている寺院は1か寺である。

11、その他

- ・文化庁との連絡や確認、情報提供等。
- ・宮城県宗務所主催被災寺院復興対策会議出席。
- ・福島県宗務所主催人権啓発研修会参加。
- ・全日本仏教会からの、被災地支援活動に対する支援金拠出に関する通知を宗務所に回付。